

公益財団法人 綿貫国際奨学財団

2025年度外国人留学生奨学金募集要項

I. 奨学金制度の概要

1. 支給金額

学費及び生活費として、月額 150,000 円を支給する。

2. 奨学期間

- ①新規採用の場合は、原則1年間（4月～翌年3月）とする。
- ②継続・延長申請を認めた場合は、①と併せ最長3年間の受給とする。

3. 申請者の区分

申請者は下記のように区分する。

- ①新規申請者…財団の奨学金を受給したことの無い者。
- ②継続申請者…現在当財団の奨学生および以前、当財団の奨学金を受けたことのある者で継続を希望する者。
- ③延長申請者…1年以内に指導教官から博士号取得の見込みがある旨の推薦を受けた現奨学生について、6ヶ月～1年の延長を認める場合がある。（オーバードクターの際）

4. 支給停止等の要件

下記のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給を停止、又は奨学生の資格を失う。

- ①当該大学の学籍を失ったとき。
- ②病気その他の事由により、修学・研究を継続する見込みのないとき。
- ③学業成績不良、又は指導教官から修学・研究の継続に不適格と認められたとき。
- ④応募書類等に虚偽の記述が認められたとき。その他、当財団の奨学生として、ふさわしくない素行のあったとき。
- ⑤その他の異動により、応募資格に該当しなくなったとき。

5. 奨学金支給時期予定

- 4月25日頃（1か月分）
 - 5月30日頃（1か月分）
 - 6月30日頃（2か月分）
 - 8月25日頃（2か月分）
 - 10月25日頃（2か月分）
 - 12月25日頃（2か月分）
 - 2月25日頃（2か月分）
- ※初回が5月30日ごろ（2か月分）になる場合がありますのでご注意ください。

II. 応募資格

1. 国籍と在留資格

日本以外の国籍を有し、アジア太平洋地域諸国（V. 応募者国籍の範囲）から、在留資格「留学：College Student」で来日している者。（家族に日本在住の外交官や駐在員、及び日本国籍者がいる者は応募資格が無く、支給開始後に該当することになった場合は、その時点で支給停止。）ただし、採用上のバランスを保つため、国籍による募集制限を行う場合がある。

2. 在籍大学

当財団が推薦を依頼する大学の、大学院博士課程（前期・後期）、及び医・歯学系博士課程に在籍する者。留年者を除く。（ただし 2025 年 3 月 31 日迄に次年度入学が決定する者、あるいは 2025 年 4 月以降に進級見込みのある者を含む。）

3. 資質

優秀な学力と穏健な性格をもち、心身ともに健全な者。将来、グローバルな視点をもった指導者を目指し、国際理解と親善に貢献する意欲のある者。日本語によるコミュニケーションがとれる方。

4. 奨学金の併給

他奨学金の併給は認めない。現在受給中の他奨学金の支給期間が 2025 年 4 月以降に及ぶ場合は、その奨学金を辞退する者。

5. 交流事業への参加

年 2 回の「奨学生の集い」に参加し、**奨学金終了後も当財団との交流を継続すること。**

6. 経済的に困窮している事が客観的に認められること。

III. 応募方法

1. すべての応募者は、指定大学（在籍中、又は進学予定）の推薦を受け、応募書類を作成し、指定大学を經由して提出すること。

2. 応募書類

①奨学金申込書…証明写真データ貼付（2024年4月以降撮影したもの。上半身正面向き。）

②指導教官の推薦状

③奨学生推薦状（署名、捺印後スキャンして pdf データでの提出）

④研究計画書・研究状況報告書…研究について今後の計画、現在の進捗状況等を日本語または英語で作成。（英語で作成する場合にはすべて日本語訳をつけること。）

⑤上級課程進学予定者は、合格通知書。応募時に合格していない者については合格次第の提出で可。

⑥学業成績表。現課程のものが入手不可能な場合は、直前課程の成績表。

※成績評価をおこなっておらず成績表の発行ができない場合は、直前課程の成績表と合わせて、申請時点の修学状況や教授の評価がわかる書類を作成し提出すること。

⑦外国人登録証明書のコピー。（表・裏）

3. 応募書類は英語または母国語表記の表示がない限り原則としてすべて日本語で作成すること。

IV. 選考と採用

1. 選考は書類選考と面接試験により行い、採用は選考委員会を経て、理事会で決定する。
2. 書類選考結果は、12月下旬～1月頃通知予定。(新規応募者と在籍大学に対し一次合格通知(面接通知)または不合格通知、継続・延長応募者と在籍大学に対し内定通知)
3. 面接試験(オンライン)は、1月頃を予定。
4. 面接試験結果は、面接実施者と在籍大学に対し、2月頃通知予定。
5. 最終決定は、3月の採用資格確認を経て、4月末頃を予定。

※ 応募書類は返却しません。また、選考内容に関する問い合わせには一切応じません。

V. 応募者国籍の範囲

パキスタン	ネパール	インド	ブータン
スリランカ	モルジブ	バングラデシュ	ミャンマー
タイ	ラオス	カンボジア	ベトナム
フィリピン	インドネシア	マレーシア	ブルネイ
シンガポール	台湾	韓国	中国(香港を含む)
モンゴル	オーストラリア	西サモア	ニュージーランド
パプアニューギニア	ソロモン諸島	その他太平洋上諸国	

※当財団では国籍の偏りがないように、できるだけ多くの国から留学生を採用する予定です。

2025年度は、東京・京都・名古屋の3大学について、新規推薦の場合は中国を募集範囲から除外します。また、日本・亜細亜・明治・千葉工業の4大学について、新規推薦の場合は韓国を募集範囲から除外します。国籍の制限につきましては、ご理解・ご協力くださいますようお願い致します。